

令和6年第1回太子町議会定例会（第507回町議会）会議録（第4日）

令和6年3月22日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 報告第1号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 3 議案第8号 町道路線の認定について
- 4 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第11号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第13号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 8 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第17号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 太子町教育支援センター設置条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 12 議案第20号 令和6年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和6年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 13 議案第21号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 14 議案第22号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 15 議案第23号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 16 議案第24号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 17 議案第25号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 18 議案第26号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 19 発議第1号 和のまち太子の手話言語条例の制定について
- 20 発議第2号 太子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 21 発議第3号 議会改革特別委員会の設置について
- 22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 報告第1号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 3 議案第8号 町道路線の認定について
- 4 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第11号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第13号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上5件、総務経済建設常任委員会委員長報告)

- 8 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 9 議案第16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 10 議案第17号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 11 議案第18号 太子町教育支援センター設置条例の制定について
 (以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
 12 議案第20号 令和6年度兵庫県太子町一般会計予算
 (令和6年度一般会計予算委員会委員長報告)
 13 議案第21号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 14 議案第22号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 15 議案第23号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
 16 議案第24号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
 (以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
 17 議案第25号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算
 18 議案第26号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
 (以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
 19 発議第1号 和のまち太子の手話言語条例の制定について
 20 発議第2号 太子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
 21 発議第3号 議会改革特別委員会の設置について
 22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	4番	桑名幸夫
5番	出原賢治	6番	森田哲夫
7番	玉田正典	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	藤澤元之介
11番	首藤佳隆	12番	北川嘉明
13番	中島貞次	15番	松浦崇志

会議に欠席した議員

14番	清原良典
-----	------

会議に出席した事務局職員

局長	田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	柴藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	森文彰	財政課長	佐々木信人

(開議 午前10時00分)

○議長(松浦崇志) 皆さんおはようございます。

令和6年第1回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

なお、清原良典議員より体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（松浦崇志） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等1件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 報告第1号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（松浦崇志） 日程第2、報告第1号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第1号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項に規定する法人である兵庫県町土地開発公社につきまして、令和6年2月2日付で兵庫県知事より解散が認可され、同日付で事業を終了したことに伴い、同法第243条の3第2項の規定によりまして、令和5年度の経営状況を説明する書類を提出し、提案説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

#### 日程第3 議案第8号 町道路線の認定について

#### 日程第4 議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第5 議案第11号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 日程第6 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第13号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第3、議案第8号町道路線の認定についてから日程第7、議案第13号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告書を読み上げさせていただいて報告に代えたいと思います。よろしくお願いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第8号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日（水）午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

都市計画法第40条の帰属により認定する2路線（立岡式升合団地線、立岡山崎団地7号線）の現地確認を行った。その後の質疑応答による確認事項は次のとおりでございます。

①立岡式升合団地線の南側の道路は、なぜ開発工事で一体的に施工しなかったのかとの質疑に、結果として開発工事は2工区で行われましたが、当初は2工区目の区域が予定されていなかったため一体開発が行われていない、一旦開発工事が完了した後に第1工区の南側に事業者が集合住宅用地の建設を計画したが、戸建住宅用地として再整備することに至ったため、結果的に第2工区は1,000平方メートル以下の開発行為（開発許可不要）として県により道路位置指定が行われたものであるとの答弁があった。

②1,000平方メートル未満であれば県の開発許可の対象にならないが、今回は第1工区と第2工区を合わせているため1,000平方メートルを超え県の許可が要ると思うがとの質疑に、第1工区が終了してから第2工区が改めて申請され別の案件として処理されたため、開発許可の対象となっていないとの答弁があった。

③舗装の厚みや品質等はどのように確認するのかとの質疑に、開発工事の検査は職員が行っており、路床の厚みは50センチ取れているか、またプルフローリング検査等で確認した上で表層の舗装に入るといった段階検査を行っているとの答弁がありました。

④現場密度試験を行っているのかとの質疑に、太子町の開発指導要綱及び同指導基準に基づき開発事業を行っている、路盤の現場密度試験については近隣市町でもそこまで求めていないのが現状で、本町も写真等を確認したが検査の状況を確認することはできなかったとの答弁がありました。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第10号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日（水）午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりでございます。

①選挙管理委員会委員長と委員の報酬額はどのような経緯で決まっているのかとの質疑に、定例の選挙管理委員会に加えて、選挙がある都度、選挙管理委員会を開催している。選挙の種別により開催回数が異なること、また選挙によって任期が3年または4年と異なることから12年間で1区切りと考え、その間の開催日数を12で割戻しをすると年平均10回となる。これらを踏まえ、委員長は月額1万2,000円、委員は1万円に換算するのが妥当であると行財政審議会より答申を受けたとの答弁があった。

②改正前の額と比較すると委員長は約1.4倍、委員は約1.2倍となっているが積算根拠はどの質疑に、類似団体の状況を確認し、平均値を取るようにとの行財政審議会からの答申を根拠としているとの答弁があった。

③行財政審議会に諮問した理由はどの質疑に、農業委員会や教育委員会等の行政委員会に比べて選挙管理委員会の報酬が低いことから、県内市町を調査し、結果として本町の選挙管理委員会の報酬の基準が低かったためとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第11号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日（水）午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑なし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日（水）午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①行財政審議会の答申に基づき給与を改定することのだが、給与を上げる限り、公務員は全体の奉仕者であるという自覚を持って仕事に取り組むべきとの質疑に、今後も住民サービス向上のために丁寧で適切な対応をしていきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第13号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日（水）午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①対象となる会計年度任用職員の人数はとの質疑に、令和5年度の実績になるが、会計年度任用職員313名のうち226名であるとの答弁があった。

②従来の一時金は期末手当だけであったが、単純に勤勉手当が加わるという考えでよいかとの質疑に、週の勤務時間が15.5時間以上で任期が6カ月以上の者に対して勤勉手当が加わるとの答弁があった。

③勤勉手当は勤務成績に応じて支給されるのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第8号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第10号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第11号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 16号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 17号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 18号 太子町教育支援センター設置条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第8、議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議案第18号太子町教育支援センター設置条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました案件の審査結果につきまして委員会審査報告書を読み上げ御報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見

の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりであります。

①国民健康保険税について今後の在り方や考え方を確認したいとの質疑に、国民健康保険の現状だが、被用者保険の範囲の拡大により会社の保険に入れる方はそちらに移行されている。また後期高齢者医療に移行される団塊の世代の数が多いため被保険者数が年々減り続けている。近年における物価高騰に伴い手術に使う機材や薬剤の単価等が上昇し、1人当たりの医療費が上がり続けている。そのため負担いただく保険税が上がる流れになると考えるが、さわやか健康課と協力し健康づくりにも力を入れ、できるだけ医療にかからない体制を整えていきたいとの答弁があった。

②国民健康保険税の軽減判定所得基準を上げるということは各所得割、均等割、平等割の軽減額自体も増えるということかとの質疑に、軽減額が増えるわけではなく軽減割合は決まっているため、その対象となる世帯、人が増えるという意味であるとの答弁があった。

③7割、5割、2割軽減に当たるのは今年度の対象世帯数である3,731世帯のうちの何%かとの質疑に、2,138世帯で全体の57%になるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第16号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①介護保険料等の標準段階を増やして基本的には負担額は増える方向との認識でよいかとの質疑に、国の制度改正により標準段階について第9段階から第13段階に多段階化され、第1段階から第3段階までの低所得者については乗率を引き下げ、第9段階以上の高所得者については乗率が引き上げられているため、町においても現在の第11段階から第14段階に多段階化し、保険料が第1段階から第3段階までは現在よりも下がり、第9段階以上は上がる条例改正となっているとの答弁があった。

②第1段階から第3段階の低所得者に対しては減額となるが各段階に該当する割合は把握しているのかとの質疑に、推計になるが第1段階が約13%、第2段階が約8%、第3段階が約6%、人数的には第1段階から第3段階まで合わせて約2,500名であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①補償の対象と金額はとの質疑に、消防団員が公務により負傷等をした場合の補償であり、例えば負傷して休業され給与保障された場合はその日数に単価を掛けた額となる。なお病院にかかった場合は医療費の実額を補償されるものとなっているとの答弁があった。

②消防団員の確保は災害の場合に不可欠であるため、このような補償もあることを積極的に啓発して団員確保に向けて取り組む考えはあるのかとの質疑に、各自治会で消防団のポスター等を貼っていただいたりホームページや「広報たいし」等での啓発を基本にやっていきたいと考えている。その上で個別でお尋ねがあった場合には公務災害補償の内容や今年度条例改正した消防団員の報酬額等も含めた説明をさせていただくとの答弁があった。

③公務災害の実績はあるのか、またけがをされた場合にどういう形で補償がされているのかとの質疑に、過去3年間では令和4年度に2件の実績があった。これはいずれも操法大会の訓練中に足を負傷したもので、病院にかかった治療費に関して医療費の実額を支給する形で補償したとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、太子町教育支援センター設置条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①教育支援センターでどういう内容のことをするのかとの質疑に、子供に合ったできることを中心に寄り添った支援を行っていくという内容になっている。将来の進路を見据えた相談も積極的に行い、個に応じた総合的な対策を行うとの答弁があった。

②本人や保護者の希望から退所となるケースは考えられないのかとの質疑に、例えば学校の別室や教室に入れるようになり適応指導教室を離れていっても籍は置いたままの状態である。本人が実際に学校に適応する中でそのまま行けたらいいが、少ししんどくなったときにいつでも戻ってこられるようにしているとの答弁があった。

③利用する児童・生徒にとって利用しやすい場所になるのかとの質疑に、このたびの移転先は町の中心部に近く、環境面でも図書館、体育館が近いため、子供たちの活動の場が広がる则认为この場所を選択したとの答弁があった。

④遠方から通う場合はどのようにするのかとの質疑に、小学生は保護者の送迎を基本としている。中学生については自転車などを使って自力で通う形を取っているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久です。

太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

被用者保険の範囲の拡大によって会社の保険に入れる方がいる一方で、後期高齢者医療に移行される団塊世代が多いため被保険者数が年々減り続けている状況が先ほどの委員会審査報告で報告されました。収入が少ない被保険者で、しかも人数が減り続けることでかかる医療費はどんどん上がっていくために保険料を上げざるを得ない、負のスパイラルに陥っております。私は一般会計から繰出金を増額したり、あるいは基金を取り崩すなどの施策で負担を軽減すべきであると考えますけれども、この案のままいけば令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していくことになります。このために賛成できないことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久でございます。

介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

介護保険料等の標準段階は現在の11段階から14段階に多段階化し、9段階以上の保険料は上がり、1から3段階は下がる条例改正と理解いたしますけれども、全体としてどの階層にしても町民の負担が重いものに変わりはありません。とりわけ太子町は人口に占める高齢者の人口が少なく、介護保険料を算出する際の分母が小さくなるために保険料が大きく出ております。つまり、住む町の人口構成によって保険料が高くなるのは公平負担の原則に反しているというふうを考えており、したがって本条例改正案には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、上程中の議案第18号太子町教育支援センター設置条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第12 議案第20号 令和6年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長(松浦崇志) 日程第12、議案第20号令和6年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和6年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和6年度一般会計予算委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月11日月曜日午前10時から午後4時49分、令和6年3月12日火曜日午前10時から午後5時30分、令和6年3月13日水曜日午前10時から午後3時38分。

3、審査経過及び結果。

1) 審査経過については、別紙令和6年度一般会計予算委員会・審査報告書のとおり。

2) 審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、山本副委員長、首藤委員、出原委員、桑名委員、吉田委員。

反対、玉田委員。

なお、玉田委員からは反対討論があり、賛成討論はなかった。

3) 会議録は、後日希望者に配付する。

令和6年度一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査に当たって。

(1)付託案件の令和6年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長等の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3)歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。

全般について。

デジタル田園都市国家構想により、システムの新規導入や既存システムの更新が多く在所管課で実施される。デジタル人材の育成、確保やシステム連携に伴う部課を超えた連絡体制を強化し、効率的かつ効果的な運営体制の構築を目指すこと。また、こどもえがお課の創設に伴い、新体制に移行した後も部課を横断した連携、協働に邁進すること。さらに、住民生活の質の向上や地域の発展に資する事業や施策は、それらを必要とする、または参画しようとする人に情報が届くことが重要であるため、広報紙、ホームページ、SNSを活用して広く情報発信を行うこと。

歳入について。

厳しい財政状況の下、交付税措置率の高い地方債を活用するなど努力している点は評価できる。引き続き、事業執行の際は国や県の補助率の高いメニューを活用し、財政負担を軽減すること。また、新たな財源の確保策を研究することに併せ、ふるさと応援寄附金については町内事業者と協力して返礼品を増やすなど、アイデアを生かして増収を目指すこと。

歳出について。

行財政改革における複合化を見据えた公共施設の集約化については、集約される施設が果たしてきた役割を損なわないように十分検証し、併せて利用者に丁寧な説明を行う必要がある。また、各課で自治体DXの推進が行われているが、最新技術の情報収集や研究を継続的にを行い、システムの有効活用に併せて操作誤りや入力ミスがないように努めること。さらに、子供たちが安心・安全に楽しく過ごせるよう公園等の環境整備には十分な予算を活用すること。

なお、審査質疑の過程で明確になった以下の点について事業の推進を求める。

1、ソフトウェアを導入する際は、今後も既存システムとの整合性や価格について考慮すること。

2、今後も財政指数等を意識した行政運営に努めること。

3、若者定住に向けた支援策を確実に実行し、成果につなげること。

4、防災行政無線の整備や備蓄品の適切な管理等、防災体制の強化に努めること。

5、小・中学校別図書充足率はほとんどが高くないため、学校図書の充実に努めること。

その他、各課に対する個別意見は委員会中に各委員から行われた指摘事項を委員会会議録で再度確認し、検討、改善に努めることを求める。

以上です。

○議長（松浦崇志） 以上で令和6年度一般会計予算委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久でございます。

今般の物価高騰によって、町民の暮らしは大変厳しい状況であります。このような中において、国や県の悪政から町民の暮らしを守る防波堤の役割を果たす一般会計予算であるべきだと思っております。こどもえがお課の新設に象徴されるように子供に対する施策は前向きに考えている一方で、実質切下げの年金生活者をはじめとする高齢者の施策に乏しいものがあります。昨年9月の一般質問で私が行いました65歳以上の補聴器購入助成金は2022年で県の補助がなくなる中で、2023年では県内5市3町が実施しているほか、令和6年度からは福崎町あるいは播磨町、お隣のたつの市で新たに助成が始まります。また、太子町は50歳以上の带状疱疹ワクチンの接種について接種補助限度額4,000円の事業を新設いたしました。お隣のたつの市でも令和6年度から始まるわけですが、たつの市の事例では1万円の補助を2回分、つまり2万円の補助をする案になっております。同じ医師会で補助額が異なる、こういった現象が生まれます。また、目減りする年金生活者は、先ほど議案の反対討論にも申し述べましたが、高過ぎる国民健康保険税あるいは介護保険料に苦しんでおります。予算委員会の中で繰出金の増額を求めましたが、国、県、町の負担割合を理由に増額はなりません。これらに象徴されるように、高齢者にはますます負担となる予算になっているため、賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第21号 令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第22号 令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第15 議案第23号 令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第16 議案第24号 令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（松浦崇志） 日程第13、議案第21号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第16、議案第24号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げ御報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①款5繰入金について、一般会計からの繰入れについては法定で決まっていると思う。一般会計からの繰入れの比率と財政調整基金からの繰入れの比率があると思うが一般会計からの繰入れを抑えて財政調整基金の比率を増やすという考えはどの質疑に、現在一般会計からの繰入れについては法定のものしか繰り入れることはできない。財政調整基金については今までの積立てという形になっているが、兵庫県に納める納付金に係る県の標準保険料率と太子町の税率に差があるのでその不足分を取り崩している。令和9年度の保険料水準の統一後には税率を下げた太子町だけが別の税率で運営することはできなくなるので県の定める標準保険料率で負担していただくようになる。その場合にこの基金を取り崩して不足分を負担することも考えられる。町独自の保健事業に基金を利用するか、保険給付が年度末に足りなくなった場合には県からは翌年度に入ってくるのだが、一旦立て替える必要があることを考えると基金を今以上の比率で取り崩してしまうとそれができなくなるため、おおむね1回分の給付額の2億円余りは確保しておきたいと考えるとの答弁があった。

②様々な負担が増えている社会環境の中、国民健康保険の滞納の状況について悪化しているのかとの質疑に、三、四年前からは収納率は上がってきている、去年と今年についても同水準になっているため、滞納が大きく増えているという現状ではない。ただ今後は様々な要因で負担が増えてくると思うので、できるだけそれぞれの生活状況を聞き取りながら対応していきたいとの答弁があった。

③出産育児一時金と葬祭費の説明欄で出産育児一時金は昨年と同じ25件だが、葬祭費は昨年60件が今年70件になっている。これはどのような考えで出てきた数字なのかとの質疑に、出産育児一時金については毎年おおむね同じような水準で推移しているため25件で組んでいる。葬祭費については死亡の件数が増えているため、実数に近い数字としているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①安心見守りコール事業委託料の昨年度の実績及び本年度の予想件数とその検証及び今後の指針について説明願いたいとの質疑に、実績は令和4年度末83件、令和6年度の予算計上については90件分を計上している。この事業は65歳以上で体が病弱な方、精神的に不安を要する独り暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯で同居者が寝たきりもしくは認知症の状態にある方が安心して生活できるように民生委員やケアマネジャーを通じて今後事業の普及促進を図っていききたいとの答弁があった。

②施設介護サービス給付費が約5,300万円昨年より減って、居宅介護サービス給付費が約1億500万円増えている。これは実態なのか、それとも制度としてそういう方向に導いているのかとの質疑に、制度として導いているものではない。御本人の介護サービス計画等をつくっていく中でケアマネジャー等と相談しながら施設入所を考えられたり、あるいは在宅でのサービスを利用しながらの生活を御本人や御家族等が考えての結果である。近年在宅志向が進んでいるのか施設入所されている方が若干減っており、在宅サービスを利用されている方が増えている状況であるとの答弁があった。

③予算全体として予算規模は増加している。これは社会全体の高齢化の影響という理解でよいかとの質疑に、介護保険特別会計の予算は大半が介護給付費となっている。年々介護認定者数が増えており、それに伴い給付費が伸び、年々予算は増えているとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①後期高齢者医療の保険料について加入者増の影響で増加傾向と見てよいかとの質疑に、兵庫県後期高齢者医療広域連合で保険料率が定められており、令和6年度の見直しで上がる予定になっているため、保険料全体は増える見込みであるとの答弁があった。

②役務費の通信運搬費、郵送料が令和5年度予算と見比べると大幅に上がっているが、この理由はとの質疑に、秋以降の郵送料の値上げと保険証廃止後の資格確認書の郵送に係る郵送料の増であるとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月5日火曜日午前10時から午後0時18分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①歳入の繰入金の増について説明願いたいとの質疑に、一般会計繰入金については昨年度予算が115万3,000円、今年度予算が243万7,000円で128万4,000円増えている。この要因として110万円は自治体システム標準化にかかり令和6年度新たに計上している。このシステムの関係経費については一般管理費として墓園永代使用料あるいは一般会計繰入金から賄うべきものである。もう一点は今回永代使用料の件数を8件から7件に減らして予算計上している。一般管理費に係る財源が若干減少した関係で一般会計繰入金が増加したものであるとの答弁があった。

②お墓に対する考え方が変わってきている。町営での考え方は根本的に変えていく必要があると感じるがいかがかとの質疑に、新聞報道等でも墓じまい等の報道があり、お墓に対する認識というのが変化しているのは実感として思う。令和5年度は墓園の返還が9件あった。一方新たな購入申込みも8件あった。つまり返還される方も多いが新規に申込みされる方も決して少ない数ではない状況であります。町の特性として高度経済成長期に新住民としていらっしゃった多くの方が高齢化を迎える中でお墓に対するニーズはあるというのも事実である。そういう点でいうと町立墓園を良好な環境で維持するということが町としての1つの使命だと考えているとの答弁があった。

③昨年度は一般会計繰入金が最終的に0円となった。それは年間管理料が予想よりもよかったという説明だったと思うが、その状況について説明願うとの質疑に、当初予算で想定していたよりも申込みが多かったといった場合と繰越金について当初予算のときはまだ前年度の決算を受けていないために1,000円しか上げられないが、決算時に前年度繰越金が確定し、お金が入ってくる場合であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第21号令和6年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 国民健康保険特別会計予算の反対討論を行います。

議案第15号の条例改正案で述べましたけれども、要は令和9年度の県下統一に向けて保険料がどんどん高騰していく、こういうことになるために賛成できないということを申し上げて反対討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号令和6年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議案第16号の条例改正で述べたとおりでありますけれども、要は住む町の人口構成によって保険料が高くなる、これは公平負担の原則に反するというふうに考えております。したがって、賛成できないことを申し上げて反対討論といたします。

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号令和6年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、こ

れから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号令和6年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第25号 令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第18 議案第26号 令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(松浦崇志) 日程第17、議案第25号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第18、議案第26号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告に代えさせていただきます。

と思います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日（水）午前10時から午後2時18分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①全体の約15%を単価の高い県水を使用する計画となっているが、県と交渉して値下げ等、計画水量の縮減を図ることはできないのかとの質疑に、毎年兵庫県の水道用水供給事業運営協議会で様々な協議をしている。結果、令和6年度から供給単価を改定することとなり太子町においては2.8%値下げされることが決定した。今後も安価に受水できるよう協議していきたいとの答弁があった。

②人工衛星による広域漏水調査として150万円計上されているが、これまでの調査内容と従来との変更点や費用対効果はどの質疑に、従来の漏水調査は作業員が現地に行き直接水漏れの音を確認していたが、時間がかかる上、昼間は生活音があるため漏水音が分かりにくく夜間に巡回するなど効率が悪く苦勞していた。それに比べて衛星画像の活用はデータを解析し100メートル範囲で絞り込んだ上で現地調査を行うため、非常に効率的な作業ができるようになる。費用対効果については始まったばかりの事業であるため、結果が出た時点で報告するとの答弁があった。

③例年老原浄水場の修繕費が計上されていたが今回ない理由はどの質疑に、老原浄水場は令和5年度で一通りの修繕が完了している。今後経年による劣化等は考えられるが、令和6年度は修繕を予定していないため予算計上はしていないとの答弁があった。

④損益計算書の中で当事業年度において減損の兆候は認められないとあるがその根拠はどの質疑に、赤字になっている状況が数年続くと財政状況が悪化していると判断できるが、現在その状況ではないため、このような表現をしているとの答弁があった。

⑤川島橋水管橋更新工事詳細設計業務委託について、令和6年3月の補正予算で減額されている中、どのような理由から令和6年度予算に計上しているのかとの質疑に、水管橋を建設するに当たり両岸に大きな基礎を設ける必要があるため、河川管理者である兵庫県と工事の時期や工法等のすり合わせが必要となり予想以上の時間がかかったためとの答弁があった。

⑥令和5年度損益計算書のうち、その他特別損失の内容はどの質疑に、沖代水源地の撤去費用を計上しており、現在工事はほぼ完了しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決定した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。

反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、令和6年3月4日。件名、令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年3月6日水曜日午前10時から午後2時18分。

### 3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①国道179号太子バイパス下水道管撤去工事の内容はどの質疑に、鳩地区において施工されている交差点の改良工事で既存の下水道管が一部不要となり、道路管理者から撤去の指示があったとの答弁があった。

②今後どのくらいの期間を想定して下水道使用料を維持しながら一般会計からの繰入金を減らしていくのかとの質疑に、来年度以降も受益者負担の観点から下水道事業会計の自立を目指していく中で使用料の見直しと繰入金の両方を勘案しながら今後も検討を続けていきたいとの答弁があった。

③料金体制の将来的な考えはあるのかとの質疑に、受益者負担の考えが非常に重要であるが、使用者に急激な負担をかけないようにと行財政審議会より意見があり、このたびの使用料改定に至った、常に使用料については検討しているが、企業として継続したサービスを提供するため、最低5年置きには十分検討して使用料の見直しについて判断したいとの答弁があった。

④一般家庭と企業の下水道管の接続率はどの質疑に、97%であり、未接続の方には文書送付や訪問によって啓発を行い接続を促していきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決定した。

賛成、吉田副委員長、中島委員、北川委員、首藤委員、藤澤委員。

反対、玉田晶久委員。

なお、玉田晶久委員から反対討論があり、賛成討論はありませんでした。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第25号令和6年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久でございます。

東芝がフル回転していた時代とは異なって、人口減少や少子・高齢化で大幅に水需要が減少しており、今後もその傾向が見込まれております。しかしながら、全体供給量の約15%でありますけれども高い県水を購入しており、無駄遣いとなっております。有収率を向上させる努力とともに、県水の購入をやめる努力を求める意味で反対討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（賛成多数）

○議長（松浦崇志） 賛成多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号令和6年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議席番号3番、日本共産党の玉田晶久でございます。

本来であれば、皮革汚泥前処理場は前処理を行う業者が処理場を建設すべきであるのに、国、県指導の下に町の施設として建設したことに間違いの始まりがありました。このために昨年度の決算報告書にも記載のとおり、昭和50年に完成した皮革前処理場は利用者数と流入水量が少なく、収益減少と施設維持費用の増加により非常に厳しい運営状況にある、こう述べております。今年度の予算でも皮革汚泥前処理場の収益的支出の合計は約4,054万円、一方で資本的支出では832万円、総合計で5,400万円が計上されており、これだけ無駄な経費を毎年つぎ込んでいることになります。引き続き業者との協議を進捗させるとともに、施設規模の縮小に向けての努力を促す意味を込めて反対討論といたします。

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(賛成多数)

○議長(松浦崇志) 賛成多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 発議第1号 和のまち太子の手話言語条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第19、発議第1号和のまち太子の手話言語条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、発議者を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

手話は手指の形や位置、体の動き等を使って視覚的に表現する言語であり、固有の文法を持つ日本語とは異なる言語の1つでございます。物事を考え、お互いの気持ちを理解し、新たな創造をするために必要な言語として聾者は手話を大切に育ててこられました。近年になり国内外の条約、法律等において手話は言語として位置づけられたが、聾者が多くの不便や不安を感じながら生活している状況は解消されていません。社会的な障壁を取り除き、相互に支え合い、共生し得る地域社会の実現に向け、手話に対する理解と普及の一層の促進、相互理解に基づく施策を計画し、推進する不断の努力が求められています。全ての町民が人格と個性を尊重し合い、安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を目指し、この条例を制定するものであります。

以上で趣旨説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

○議長(松浦崇志) 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第20 発議第2号 太子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第20、発議第2号太子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 発議第2号太子町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の条例を別紙のとおり定め、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。令和6年3月22日提出。発議者、太子町議会議員出原賢治、森田哲夫、清原良典、首藤佳隆、中藪清志、玉田晶久。

発議者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

令和4年法律第101号、地方自治法の一部を改正する法律により、自治体議員の請負に関する規制が緩和されたことを受けまして、同改正法の国会における審議過程でつけられた附帯決議及び令和4年12月16日付総務大臣通知による助言の趣旨にのっとり、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的として、この条例を制定するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 発議第3号 議会改革特別委員会の設置について

○議長（松浦崇志） 日程第21、発議第3号議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して出原賢治議員。

○出原賢治議員 発議第3号議会改革特別委員会の設置について。

議会運営の方法を見直し、議会基本条例の制定に向けた調査研究のため、会議規則第14条の規定により、上記特別委員会を別紙要綱に基づき設置する。令和6年3月22日提出。発議者太子町議会議員出原賢治、森田哲夫、清原良典、首藤佳隆、中藪清志、玉田晶久。

発議者を代表いたしまして趣旨説明を申し上げます。

令和5年法律第19号、地方自治法の一部を改正する法律により、地方議会の役割や議員の職務等について法律上明確化され、地方創生への取り組みが求められている中、二元代表制における

議会の存在意義や議員の果たすべき役割を具体的な形で示していく必要があります。そのような状況を踏まえ、議会運営方法の見直し、議会基本条例の制定等に向け調査研究を行うことを目的として特別委員会を設置するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午前11時49分）

○議長（松浦崇志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に議会改革特別委員会が開催され、委員会条例第8条第2項に基づき、委員の互選により委員長に中薮清志議員、副委員長に出原賢治議員が選出されましたので御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

## 日程第22 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（松浦崇志） 日程第22、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回太子町議会定例会(第507回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時51分)

~~~~~

議長挨拶

○議長(松浦崇志) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月22日の招集以来、本日までの30日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額238億4,232万2,000円の令和6年度当初予算をはじめ、各会計の補正予算、条例の制定など、多数の重要案件でございました。議員各位にはこの間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町政のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より深くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ、町当局各位の議会審議に対する真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

さて、春の訪れが感じられる季節となってまいりましたが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。また、3月をもって退任されます松谷経済建設部長におかれましては、県からの出向いただいておりました3年間、本当に御苦労さまでした。加えて、森田総務部長におかれましても3月をもって退任されます。長い間本当に御苦労さまでした。今後は健康に御留意され、新たなステージで御活躍されることを御祈念申し上げます。

以上をもって誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長(沖汐守彦) 令和6年第1回太子町議会定例会(第507回町議会)が閉会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

去る2月22日に開会されました今期定例町議会におきましては、議案が多数にもかかわらず本会議並びに各委員会を通じまして慎重に御審議をいただき、その労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。おかげをもちまして、本日をもって令和6年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映していきたいと思っております。

最後に、日を追うごとにしのぎのよい本当に春らしい時節になっておりますが、議員各位にお

かれましては御健康に十分御留意いただき、今後とも町行政の推進に一層の御理解賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（松浦崇志） ここで森田総務部長、松谷経済建設部長より、それぞれ発言を求められておりますので許可いたします。

森田総務部長。

~~~~~

総務部長挨拶

○総務部長（森田好紀） すみません、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。私、3月末日をもって役職定年ということで総務部長の職を退くこととなります。5年間総務部長をさせていただきましたが、私自身の力不足によりまして議員の皆様にはいろいろと御迷惑をおかけしたことがございましたが、本当に温かく接していただいたことに感謝申し上げます。私自身、生まれも育ちも太子町で、本当に太子町が大好きなところがございます。太子町はまだまだ発展する魅力ある町だと考えております。それを若い職員に引き継いでいき、努力してくれることを私も願っておりますし、議員の皆様もこれからも御支援いただけたらと考えておりますのでどうぞよろしく申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（松浦崇志） 松谷経済建設部長。

~~~~~

#### 経済建設部長挨拶

○経済建設部長（松谷真利） どうもありがとうございました。3年間にわたり、太子町、市町に初めて来たんですけれども、大変勉強になりました。こういう議会の場というのも県におっってはなかなか体験できないもので、毎日勉強させていただきました。至らぬ点がたくさんありましたが、皆様の御指導の下、何とかここまで務めてこれました。この経験を県に戻って十分発揮したいと頑張っていきますので、3年間どうもありがとうございました。

○議長（松浦崇志） それでは、皆様お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 堀 卓 史

署名 議員 藤 澤 元 之 介